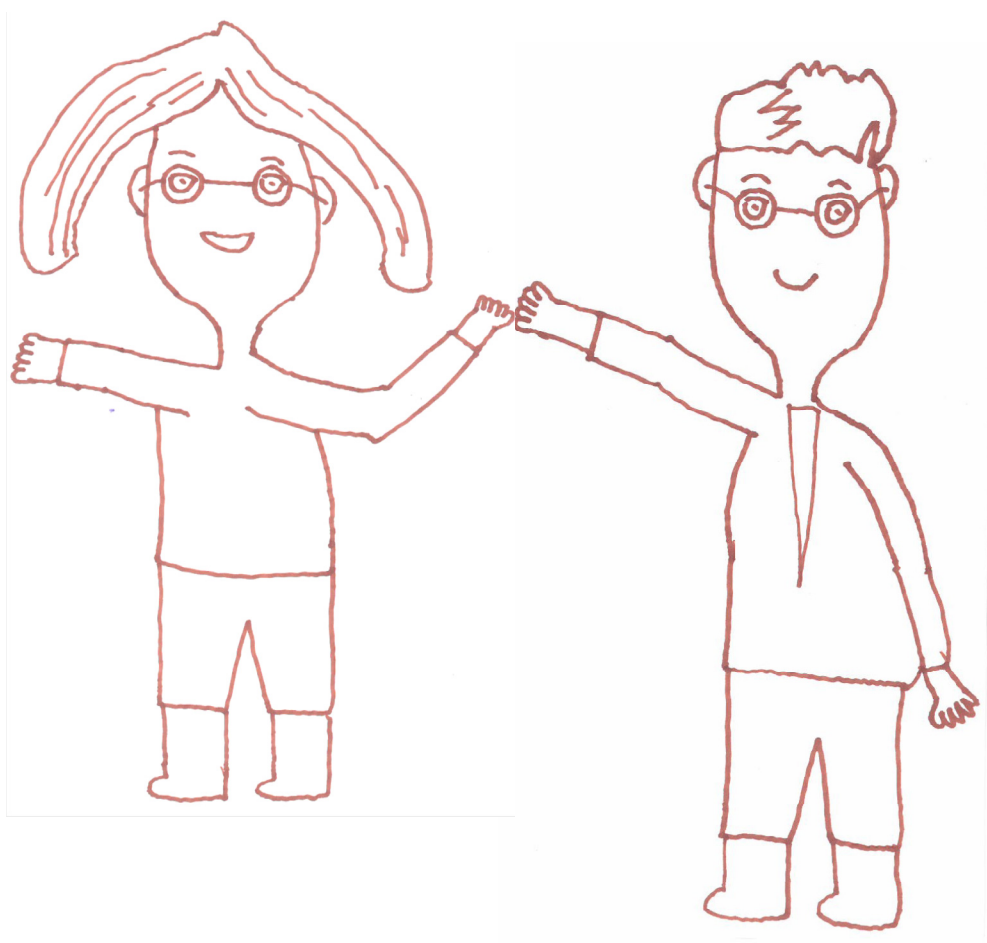


逗子市障がい者福祉計画 【概要版】

安心して自分らしく
暮らし続けられるまちをめざして

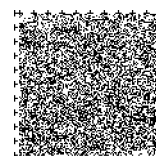


平成27年3月

逗子市

※ 本計画は逗子市ホームページで閲覧できます。

※ 本計画概要版には、各ページの角に音声コード（SPコード）が印刷されています。音声コードを専用装置にかざすと、そのページに記載されている内容を音声で聞くことができます。（字数が多いページや図表は読み取れないため、適宜要約しています。）



計画の目的と期間

この計画は、障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、相互に人権と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、今後の障がい福祉施策の方向と具体的な事業展開を明らかにするため、逗子市障がい者福祉計画と逗子市障がい福祉計画を合わせて策定しました。

- **逗子市障がい者福祉計画**：障害者基本法の規定に基づく市町村障害者計画と位置づけ、計画期間を平成 27 年度から平成 32 年度とします。
- **逗子市障がい福祉計画**：障害者総合支援法の規定に基づく市町村障害福祉計画と位置づけ、計画期間を平成 27 年度から平成 29 年度とします。

基本理念と基本方針

●基本理念

ノーマライゼーション…地域で自分らしく生きるために
リハビリテーション…安心で納得できる生き方を求めて

●基本方針

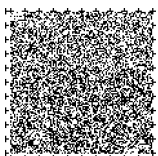
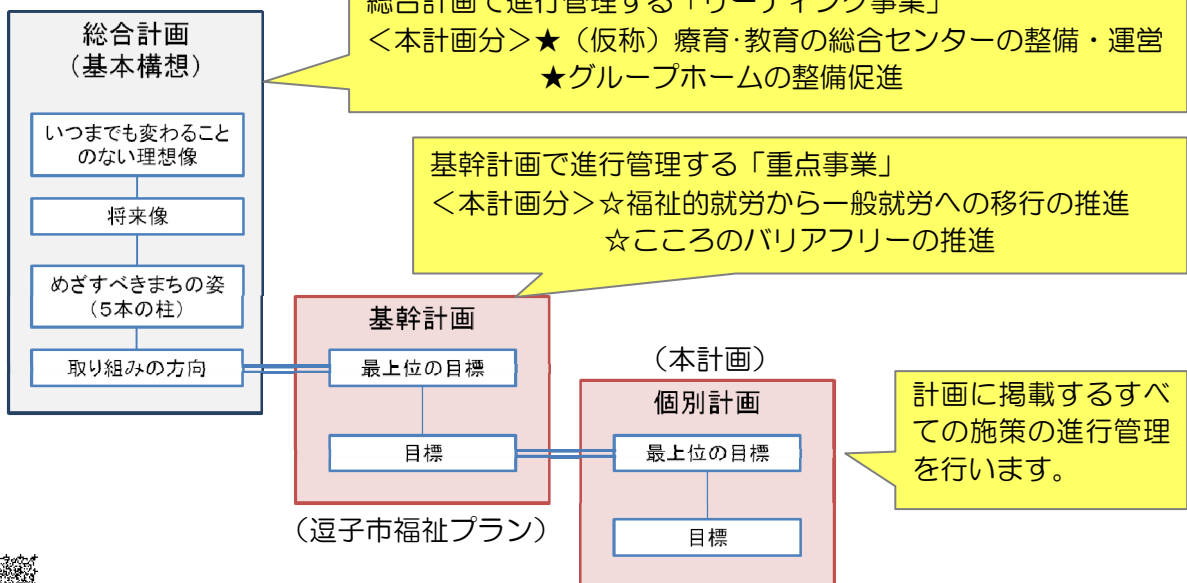
障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

総合計画との関係

市の計画体系は、「総合計画」を最上位に、5つの大きなテーマからなる「基幹計画」、個別の施策分野を定める「個別計画」の三層となっており、この計画は、逗子市福祉プランを基幹計画とする個別計画のひとつです。

市の施策のうち「リーディング事業」は総合計画（協議母体：逗子市総合計画審議会）、「重点事業」は基幹計画（協議母体：（仮称）逗子市福祉プラン審議会）、その他施策は個別計画（逗子市障がい者福祉計画策定等検討会）で進行管理します。

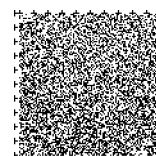
■逗子市における計画管理



■逗子市総合計画前期実施計画【2015（平成27）年度～2022（平成34）年度】の目標

No.	目標	現状 【2013(平成25)年度末】	補足	本計画における 第4章 関連施策
1	★（仮称）療育・教育の総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことのある子どもの、市内の18歳までの子どもに対する割合が9.5パーセントになっている。 [療育推進事業]	4.7パーセント（未就学児における療育利用者の割合） 【2012（平成24）年度実績】	2012（平成24）年に文部科学省が実施した調査等において、義務教育について特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全児童生徒に対して約9.5パーセントの割合になっている。このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のすべてが、相談や障害児通所支援を利用することをめざすもの。	施策3 (1)
2	★市内にあるグループホームで生活する人が35人（8棟）になっている。 [民間障がい者福祉施設整備等促進事業]	11人（4棟）	・現状において、市外のグループホーム等で生活する人が、市内で居住できることをめざし、24人分増加をめざすもの。 ・一棟あたり6人として、4棟増加を想定。	施策2 (1)
3	（仮称）療育・教育の総合センターにおいて、障がいのある子ども、発達に心配のある子ども（0歳～18歳）に対してライフステージに応じた継続的な支援が行われている。	就学前と就学後で継続した支援になっていない。	2016（平成28）年度の（仮称）療育・教育の総合センターの設置により、継続的な支援を行うもの。	施策3 (1)
4	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が4人以上になっている。	0人	国の指針が2012（平成24）年度実績の2倍であることから、同年度の実績（2人）の2倍を目標としたもの。	施策4 (1)
5	「逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査（障がいのある人以外対象）」において、ここでのバリアフリーが推進されていると考える人の割合が80パーセント以上になっている。	60.6パーセント 【2013（平成25）年度調査】		施策2 (3)

※目標のうちリーディング事業に係るものについては★印を付しています。



1 相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制・ネットワークの充実・強化

障がいのある人とその家族が身近に相談でき、相談内容に応じて適切な関係機関等につなげていくネットワーク体制の構築・強化を図ります。

- ① 相談支援体制の充実
- ② 基幹相談支援センターを中心とする相談支援体制の強化
- ③ 自立支援会議を中心とする支援ネットワークの充実
- ④ きめ細かな支援ネットワークの充実

(2) 一人ひとりのニーズに応じた相談体制・情報提供の充実

障がいのある人の自己選択・自己決定に必要な情報提供に努めるとともに、一人ひとりの状況や意向を踏まえた支援を実現するサービス等利用計画の作成・運用を進めます。

- ① わかりやすく選択しやすい情報提供の推進
- ② サービス等利用計画の作成とそれに基づくケアマネジメントの推進
- ③ 多様な相談への対応
- ④ 相談支援の質の向上

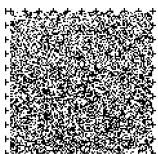


※1 「障害」・「障がい」の表記について

逗子市では、ノーマライゼーションの理念として「こころのバリアフリー」を推進するため、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。ただし、国の法令に基づく制度などは従来そのままとします（例：身体障害者手帳など）。

※2 「障がい」の範囲について

本計画における「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」とは、身体障がい、知的障がい又は精神障がいの3障がいに加え、障害者総合支援法で定める難病等のある人及び子どもを含めています。

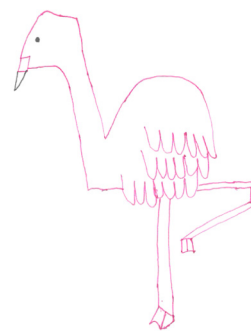


2 共生社会の基盤づくり

(1) 居住の場の確保

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、居住の場としてのグループホームの充実、地域全体で障がいのある人を支えていく体制の構築を進めます。

- ① グループホームの整備促進・入居支援
- ② 地域生活における居住の支援
- ③ 地域生活支援拠点機能の確保



(2) アクセシビリティの向上

障がいのある人もない人も分け隔てられないことがない社会づくりのための基盤として、まちや情報のバリアフリー化を推進していきます。

- ① 公共施設等のバリアフリー化
- ② 移動交通手段の充実
- ③ 情報アクセシビリティの向上
- ④ バリアフリー化に関する意識づくりと情報提供の実施

(3) こころのバリアフリーの促進

共生社会の基礎として、障がい及び障がいのある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーの推進により、支え合う地域づくりを進めます。

- ① 障がいや障がいのある人に対する意識づくり
- ② 交流・ふれあい活動の推進
- ③ 地域での支え合い活動の促進

(4) 差別の解消・虐待の防止と権利擁護の推進

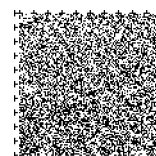
すべての市民が、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、あらゆる場面で障がいを理由とする差別がなくなるよう取り組むとともに、障がいのある人の権利を守り、虐待をなくしていくための取り組みを強化します。

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 虐待の防止
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 選挙等における配慮

(5) 暮らしの安全と安心

関係機関や地域住民との連携による防災対策を進めるとともに、犯罪や交通事故などに巻き込まれないよう、障がいのある人もない人も安全・安心な地域づくりを進めます。

- ① 災害時支援体制の確保
- ② 日頃の安全の確保

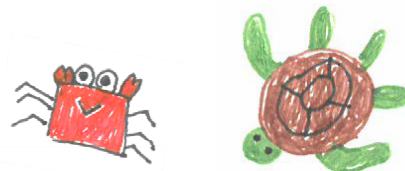


3 障がいのある子どもの支援体制の充実

(1) (仮称) こども発達支援センターを中心とする療育等の充実

(仮称) 療育・教育の総合センター基本構想・整備計画に基づき、(仮称) こども発達支援センターを療育推進事業の拠点として、教育研究所と機能的に連携しつつ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強化し、子どもや保護者を支えるライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援体制を構築します。

- ① 障がいの早期発見・対応の充実
- ② ライフステージに応じた継続的な支援
- ③ 子育て支援に係る施策との連携
- ④ 家族支援の充実



4 社会参加の促進

(1) 雇用・就労の促進

障がいのある人一人ひとりの能力や障がいの特性・状況に応じた就労ができるよう、きめ細やかな支援体制を充実し、一般就労への移行支援、雇用の促進、就労の定着支援に努めるとともに、福祉的な就労も含め、多様な働き方ができる環境づくりを進め、就労機会の拡大を図ります。

- ① 総合的な就労支援体制の充実
- ② 雇用の促進
- ③ 多様な就労機会の確保



(2) 経済的支援の充実

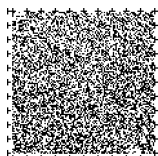
経済的支援にかかる事業を引き続き実施するとともに、広報やホームページ等を通じて制度の周知に努めます。

- ① 各種手当の支給
- ② 各種医療費の助成等

(3) 地域活動、文化・スポーツ活動等への参加

各種活動の広報に加え、地域活動、文化・スポーツ活動に参加できるようなハード・ソフト両面での配慮が必要であり、障がいのある人もない人もだれもが参加できるような環境を整えます。

- ① 文化・スポーツ活動等の振興
- ② 地域活動等への参加の促進
- ③ 障がい者団体への支援



5 障害福祉サービス等の充実【障がい福祉計画】

(1) 障害福祉サービスの充実（障害者総合支援法によるサービス）

必要な時に必要なサービスが利用できるよう各サービスを確保し、サービス等利用計画に基づき、適切に提供していきます。

- ① 障害支援区分の判定とケアマネジメントの推進
- ② 訪問系サービスの充実
- ③ 日中活動系サービスの充実
- ④ 居住系サービスの充実
- ⑤ 地域相談支援
- ⑥ 補装具給付事業

(2) 障害児通所支援の充実（児童福祉法によるサービス）

相談支援事業所、障害児通所支援事業所、（仮称）こども発達支援センターなどが連携して、一人ひとりの子どもの成長と保護者の安心を支えています。

- ① ケアマネジメントの推進
- ② 児童発達支援の充実
- ③ 放課後等デイサービスの充実

(3) 地域生活支援事業等の充実

障がいのある人が地域の中で安心して自分らしく生活していくために必要な支援を、事業者・市民とともに育み、充実していきます。

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業
- ③ 相談支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 意思疎通支援事業
- ⑥ 移動支援事業
- ⑦ 地域活動支援センター事業
- ⑧ 日中一時支援事業
- ⑨ 訪問入浴サービス事業
- ⑩ 日常生活用具給付事業
- ⑪ 身体障がい者自動車改造費等助成事業

(4) 障がいのある人や家族の高齢化・重度化への対応

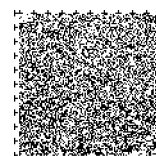
介護保険制度の利用との調整、地域における支え合い活動の充実などを進めます。

- ① 有効なケアマネジメントの実施
- ② 支援の充実

(5) 事業者・人材の育成

障がい福祉を支える専門職員の育成・確保に努めるとともに、地域の中で当事者、事業者、ボランティア、地域住民等が互いに育み合えるような関係づくりや機会づくりを進めます。

- ① 事業者の育成・支援
- ② 多様な支援人材の育成・確保



・・・・・・・・平成 29 年度における数値目標・・・・・・・・

国の基本指針及び県の留意点を踏まえ、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援事業を計画的に進めるため、平成 29 年度を目標年度に数値目標を次の通り設定します。

①施設入所者の地域生活への移行

本市では、平成 25 年度末時点で 22 人が市外施設に入所されています。今後も入所の必要のある人の増加が見込まれますが、グループホームの整備等により地域生活への移行が進むことを見込み、平成 25 年度末の施設入居者 1 人分（4.5%）が削減されることを目標とします。

施設入所者数	平成 25 年度末：22 人	➡	平成 29 年度末の目標：21 人
--------	----------------	---	-------------------

②一般就労への移行者数

本市では、平成 24 年度において一般就労への移行者が 2 人でした。就労移行支援事業所及び一般の事業所、ハローワーク等との連携により、平成 29 年度中の移行者が 4 人（平成 24 年度の 2 倍）になることを目標とします。

一般就労移行者	平成 24 年度：2 人	➡	平成 29 年度の目標：4 人
---------	--------------	---	-----------------

③就労移行支援事業の利用者数

本市では、平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者が 8 人でした。一般就労を希望する人の増加を見込み、就労移行支援事業を充実しながら、この事業を利用する人が 13 人（平成 25 年度末の 6 割以上の増加）になることを目標とします。

就労移行支援事業利用者数	平成 25 年度末実績：8 人	➡	平成 29 年度末の目標：13 人
--------------	-----------------	---	-------------------

④就労移行支援事業所ごとの就労移行率

市内の就労支援事業所における就労移行率を 30%以上とすることを目標とします。

就労移行率 30%以上の事業所割合	平成 25 年度末：0%	➡	平成 29 年度末の目標：100%
-------------------	--------------	---	-------------------

⑤サービスごとの見込量

6 ページの（1）障害福祉サービス、（2）障害児通所支援、（3）地域生活支援事業については、上の①～④の目標の達成をめざしながらサービスを確保していくこととします。サービスごとの利用（提供）量については、現に利用している人の数、今後のニーズ量の変化、グループホームや（仮称）こども発達支援センターをはじめとする施設整備の進捗を勘案しながら見込んでいます。

なお、施設等から地域生活への移行を支援する地域生活支援拠点機能については、地域における複数の機関が有機的に連携して機能を担う面的な体制として整備していけるよう、神奈川県、近隣市町、圏域自立支援協議会等と協力しながら進めていきます。

逗子市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）【概要版】

編集・発行 逗子市 福祉部 障がい福祉課 〒249-8686 神奈川県逗子市逗子 5-2-16



電話：046-873-8114（直通） F A X：046-873-4520・872-8294（聴覚障がい者専用）

市役所ホームページ <http://www.city.zushi.kanagawa.jp>

